

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う介護保険システム（ホストシステム）の改修等について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【諮問】**

- ◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）
- ◇第17条第1項第4号（外部電子計算機との結合）

（担当部課： 福祉部介護保険課・高齢者福祉課）

## 事業の概要

<b>事業名</b>	介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う介護保険システム（ホストシステム）の改修等について
<b>担当課</b>	介護保険課・高齢者福祉課
<b>目的</b>	<p>① 介護保険法の改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）が平成28年4月から開始されるため、新たに該当となる介護予防・日常生活支援総合事業対象者（以下「事業対象者」という。）の受給者情報・給付実績情報等を、介護保険システムで管理できるようにシステムの改修を行う。</p> <p>② 事業対象者のサービス費の審査・支払等に必要受給者情報・給付実績情報を、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）と外部結合を行う。</p>
<b>対象者</b>	事業対象者
<b>事業内容</b>	<p>1 概要</p> <p>① 介護保険法の改正に伴い、新宿区では、平成28年4月から総合事業（資料37-1参照）を開始する予定である。総合事業の開始に伴い、事業対象者（※1）の受給者情報・給付実績情報等を、現行の要介護（要支援）認定者と同様に介護保険システム（※2）で管理ができるようにシステムの改修を行う。</p> <p><b>【介護保険システムの改修内容】</b>          現行の介護保険システムの下記機能に、事業対象者を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護状態区分等管理機能（※3）</li> <li>・認定結果通知書発行機能</li> <li>・被保険者証発行機能</li> <li>・負担割合判定・証発行機能</li> <li>・居宅サービス計画管理機能</li> <li>・受給者異動連絡票情報作成機能（※4）</li> <li>・給付実績情報管理機能（返戻、過誤、再審査機能含む）</li> <li>・高額介護サービス費処理機能</li> <li>・高額医療合算介護サービス費処理機能</li> <li>・利用者負担軽減処理機能（※5）</li> </ul> <p>なお、改修業務は、委託事業者が行うことになるが、当該委託業務には、個人情報を取り扱う業務は、一切含まれない。</p> <p>② 事業対象者のサービス費の審査・支払等に必要受給者情報・給付実績情報を、現行の要介護（要支援）認定者と同様に国保連と外部結合を行う。</p> <p>なお、事業対象者の国保連への審査・支払事務の委託については、平成26年度第8回本審議会承認事項であるが、国保連との外部結合については、平成28年5月より行うこととなる。</p> <p>2 対象者数</p> <p><b>【介護保険システムで処理する対象者数（年間）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業対象者数 <span style="float: right;"><u>2,400人</u></span>              （要支援者から事業対象者へ変更する人数1,800人と、新規で事業対象者となる人数600人）</li> <li>・高額介護サービス費支給対象者数 <span style="float: right;"><u>100人</u></span></li> <li>・高額医療合算介護サービス費支給対象者数 <span style="float: right;"><u>130人</u></span></li> <li>・利用者負担軽減対象者数 <span style="float: right;"><u>300人</u></span></li> </ul> <p><b>【国保連と外部結合する対象者数（年間）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連へ受給者異動連絡票情報送付する対象者数 <span style="float: right;"><u>2,400人</u></span></li> <li>・国保連から給付実績情報を受信する対象者数 <span style="float: right;"><u>2,400人</u></span></li> </ul>

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>※1 「事業対象者」とは、要介護認定の結果、非該当（自立）の方や要介護認定を受けていない方で、介護が必要になる可能性があると予想される65歳以上の高齢者に対して、要介護認定より簡便・迅速に判定が行える「基本チェックリスト（資料37-2参照）」に基づく判定により、基準に該当した者をいう。</li><li>※2 「介護保険システム」とは、介護保険制度における資格管理・賦課管理・収納管理・受給者管理・給付実績管理等について、确实かつ迅速に事務処理を行うため、平成11年10月から導入されたものをいう（平成11年第1回及び第2回本審議会承認事項）。</li><li>※3 現行の要介護状態区分、要介護・要支援認定に加え、「事業対象者」の認定区分を追加する。</li><li>※4 「受給者異動連絡票情報作成機能」とは、国保連において審査・支払事務を行う上で必要となる、受給者の情報項目を作成する機能をいう。（作成された情報は国保連へ送付される。）</li><li>※5 「利用者負担軽減処理機能」とは、現行の介護保険システムにおいて、利用者負担額等が軽減される対象者の認定証発行や対象者管理等の処理機能をいう。</li></ul> |
|--|---|

## 件名 介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う介護保険システム(ホストシステム)の改修について

保有課(担当課)	介護保険課・高齢者福祉課
登録業務の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者管理(要介護認定等管理及び負担割合判定業務、高額介護サービス費支給業務、高額医療介護合算サービス費支給業務を含む)業務</li> <li>・給付実績管理業務</li> </ul>
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の範囲 事業対象者</li> <li>2 記録項目 別紙1記載のとおり</li> <li>3 記録するコンピュータ ホストコンピュータ(介護保険システム)</li> </ol>
新規開発・追加・変更の理由	<p>介護保険法の改正に伴い、新宿区では、平成28年4月から総合事業を開始する予定である。総合事業の開始に伴い、事業対象者の受給者情報・給付実績情報等を現行の介護保険システムで管理するため。</p>
新規開発・追加・変更の内容	<p>現行の要介護(要支援)認定者と同様に介護保険システムで管理ができるようにシステムの改修を行う。</p> <p><b>【介護保険システムの改修内容】</b></p> <p>現行の介護保険システムの下記機能に、事業対象者を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護状態区分等管理機能</li> <li>・認定結果通知書発行機能</li> <li>・被保険者証発行機能</li> <li>・負担割合判定・証発行機能</li> <li>・居宅サービス計画管理機能</li> <li>・受給者異動連絡票情報作成機能</li> <li>・給付実績情報管理機能(返戻、過誤、再審査機能含む)</li> <li>・高額介護サービス費処理機能</li> <li>・高額医療合算介護サービス費処理機能</li> <li>・利用者負担軽減処理機能</li> </ul>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委託事業者による改修業務の実施においては、個人情報に一切触れさせない。</li> <li>2 委託事業者は、新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。</li> </ol>
新規開発・追加・変更の時期	<p>本審議会承認後 開発着手(予定)</p> <p>平成28年3月上旬 改修後の介護保険システム稼働</p>

**件名 介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う国民健康保険団体連合会  
との外部結合(結合項目の追加)について**

保有課(担当課)	介護保険課・高齢者福祉課
登録業務の名称	現物給付審査支払委託業務、給付実績管理業務
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	1 個人の範囲 事業対象者 2 記録項目 別紙2記載のとおり
結合の相手方	国民健康保険団体連合会
結合する理由	事業対象者のサービス費の審査・支払等に必要受給者情報・給付実績情報を、現行の要介護(要支援)認定者と同様に国保連と外部結合を行う。
結合の形態	光回線を使用した専用パソコンによるデータの送受信(※) ※ 現行の介護保険給付事務での送受信と同様の形態
結合の開始時期と期間	平成28年5月1日から(以降継続)
情報保護対策	<p>介護保険給付事務に係る電子計算組織の結合にあたっては、「新宿区個人情報保護条例」を厳守し、以下のとおり保護措置を講じている。 事業対象者についても同様の取扱いとなる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 使用するパソコンは国保連との伝送専用とする。</li> <li>(2) 送信する交換情報ファイルは暗号化し、盗聴、改ざんを防ぐ。</li> <li>(3) システムについては、不正なアクセスを防ぐファイアウォールを設ける。</li> <li>(4) システムの操作については、パソコン本体へのログイン時、回線接続時、伝送ソフトへのログイン時、それぞれにパスワード等で確認措置をとり、適正な操作権限を持っているかチェックを必ず行う。</li> </ol> <p>・ 国民健康保険団体連合会の講じている保護措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ユーザID、パスワードによる利用者チェックを行う。</li> <li>(2) 送信する交換情報ファイルは、暗号化する。</li> <li>(3) ファイアウォールによる部外者侵入の阻止を図る。</li> <li>(4) 「東京都国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則」及び「東京都国民健康保険団体連合会電子計算処理データ保護管理規程」を厳守する。</li> </ol>

## 情報項目

・事業対象者に係る介護保険システムに保有する情報項目 (※)

## 【全機能共通情報項目】

被保険者番号、住民番号、氏名、住所、年齢、生年月日、性別、電話番号

## 【要介護状態区分等管理機能及び認定結果通知書発行機能】

要介護状態区分等（事業対象者）、認定年月日（基本チェックリスト実施日）、認定等結果、決定年月日、非該当理由

## 【被保険者証発行機能】

要介護状態区分等（事業対象者）、認定年月日（基本チェックリスト実施日）、居宅サービス等情報（支給限度基準額の単位数等）地域包括支援センターの名称等、申請年月日、発行年月日、交付・回収・記載事項変更情報（事由、年月日）

## 【負担割合判定・証発行機能】

要介護状態区分等（事業対象者）、認定期間（開始日のみ）、公的年金収入、合計所得、年金所得、世帯判定金額、1号世帯員数、申請日、交付日、交付事由（紛失による再発行、被保険者証内容変更による、等）、利用者負担の割合（1割、2割）、負担割合の判別理由（非課税世帯（1割）、合計所得160万円以上（2割）等の所得状況による判定結果を表示）、設定事由、適用期間

## 【居宅サービス計画管理機能の追加に係る情報項目】

居宅計画依頼届出日、届出者情報（住所、氏名、電話番号）、居宅サービス計画に記載されたサービス事業者、居宅サービス計画に記載されたサービス種類

## 【受給者異動連絡票情報作成機能】

保険者番号、資格取得・喪失年月日、受給者異動情報（事由、年月日）、要介護状態区分等の内容（要介護状態区分コード、認定有効期間）、公費負担者番号、居宅サービス計画情報（作成区分、事業所番号、適用開始・終了年月日）、支給限度基準額内容（支給限度基準額、適用期間、公費負担上限額減額の有無）、利用者負担減免内容（減免申請中区分コード、利用者負担区分コード、利用者負担給付率、利用者負担適用開始・終了年月日）、保険者番号・被保険者番号・個人番号（国民健康保険制度）、保険者番号・被保険者番号（後期高齢者医療制度）、住所地特例者内容（住所地特例対象者区分コード、施設所在保険者番号、住所地特例適用開始年月日、住所地特例適用終了年月日）、自己負担割合内容（二割負担適用開始年月日、二割負担適用終了年月日）

## 【給付実績情報管理機能】

事業費分及び公費負担分の給付明細（サービス種類、事業者名、点数、回数・日数、金額）、給付年月、

事業者情報、サービス種類、サービス項目、費用単価、日数、公費日数、費用額、保険分請求額、公費負担明細額、利用者負担額、費用額合計、保険分請求額合計、公費負担額合計、公費請求額、公費本人負担月額

**【高額介護サービス費処理機能】**

申請受付年月日、自己負担上限額、領収証合計額、支給算定額、支給決定年月日、高額サービス費給付対象年月、貸付年月日、貸付額、償還払い申請年月日、対象サービスの種類、金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人

**【高額医療合算介護サービス費処理機能】**

資格取得年月日、資格喪失年月日、公費負担者番号、申請年月日、要介護区分コード、認定有効期間開始日、居宅サービス計画作成区分コード、居宅介護支援事業所番号、居宅サービス計画適用開始年月日、居宅サービス計画適用終了年月日、支給限度基準額、上限管理適用期間開始年月日、上限管理適用期間終了年月日、公費負担上限額の有無、減免申請中区分コード、利用者負担区分コード、利用者負担給付率、利用者負担適用開始年月日、利用者負担限度額、保険者番号・被保険者番号・個人番号（国民健康保険制度）、保険者番号・被保険者番号（後期高齢者医療制度）、保険者情報、異動区分、補正済自己負担額送付区分、支給申請書整理番号、支給申請区分、支給申請形態、申請者情報、自己負担額証明書交付申請の有無、支給方法、金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人、自己負担額証明書整理番号、対象年度、対象計算期間、被保険者期間、自己負担額、うち70歳～74歳の者に係る負担額、高額介護サービス費支給額（70歳未満）、高額介護サービス費支給額（70歳～74歳）、自己負担額年度合計、うち70歳～74歳の者に係る負担額年度合計、高額介護サービス費支給額年度合計（70歳未満）、高額介護サービス費支給額年度合計（70歳～74歳）、計算結果情報、給付実績作成区分コード、決定年月日、自己負担総額、支給額、処理年月

**【利用者負担軽減処理機能】**

申請情報（事由、年月日）、減免種別、申請理由、決定日、取消日、審査結果、給付率、減免金額、開始日、終了日

※ 上記情報項目については、介護保険業務の情報項目として、本審議会承認済みである。

## 情報項目

・事業対象者に係る国保連と外部結合する情報項目（※）

**【受給者管理業務】**

氏名、生年月日、性別、被保険者番号、保険者番号、資格取得・喪失年月日、受給者異動情報（事由、年月日）、要介護認定内容（要介護状態区分コード、認定有効期間）、公費負担者番号、居宅サービス計画情報（作成区分、事業所番号、適用開始・終了年月日）、支給限度基準額内容（支給限度基準額、適用期間、公費負担上限額減額の有無）、利用者負担減免内容（減免申請中区分コード、利用者負担区分コード、利用者負担給付率、利用者負担適用開始・終了年月日）、保険者番号・被保険者番号・個人番号（国民健康保険制度）、保険者番号・被保険者番号（後期高齢者医療制度）、住所地特例者内容（住所地特例対象者区分コード、施設所在保険者番号、住所地特例適用開始年月日、住所地特例適用終了年月日）、自己負担割合内容（二割負担適用開始年月日、二割負担適用終了年月日）

**【給付実績管理業務】**

事業費分及び公費負担分の給付明細（サービス種類、事業者名、点数、回数・日数、金額）、給付年月、事業者情報、サービス種類、サービス項目、費用単価、日数、公費日数、費用額、保険分請求額、公費負担明細額、利用者負担額、費用額合計、保険分請求額合計、公費負担額合計、公費請求額、公費本人負担月額

※ 上記情報項目については、介護保険業務の情報項目として、本審議会承認済みである。